

令和 8 年 1 月 29 日

お客さま各位

横浜信用金庫

## 暗号資産交換業者及び資金移動業者へのお振込みについて

平素より横浜信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、インターネットバンキングによる不正送金だけでなく、ロマンス詐欺・SNS 型投資詐欺などの被害金が、暗号資産交換業者及び資金移動業者の金融機関口座へ不正に送金される事案が増加しています。

このような情勢を踏まえ、横浜信用金庫では、お客さま保護と不正送金防止の観点から、暗号資産交換業者及び資金移動業者へのお振込みに際し、口座名義人と異なる振込依頼人名に変更してお振込みされる場合は、お取引を制限させていただく場合がございます。

また、お客さまが詐欺被害に遭われていないかなど、お振込みの理由を確認するとともに、必要に応じて疎明資料の提出をお願いする場合があります。

お客さまの大切なご預金をお守りするための取組みとなりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 振込依頼人名変更の具体例

口座名義人	振込依頼人名	取引可・不可
ヨコシン タロウ	ヨコシン タロウ	取引可
ヨコシン タロウ	1280 ヨコシン タロウ	取引可
ヨコシン タロウ	ヨコシン ハナコ	取引不可

※ 口座名義の前後に付される数字等は制限の対象になりません。

以上

このまちの未来をともにつくる

